

平成 28 年度 学校いじめ防止基本方針

富山県立上市高等学校

I いじめに対する基本的な考え

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に危険を生じさせるおそれのあるものである。いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に 在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法 第2条より

【いじめ問題に関する基本的認識】

「いじめは絶対に許されない」

「いじめは卑怯な行為である」

「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」

いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）より

II 本校の現状と課題

1 現状

- ・ 広い地域からの生徒で構成されている。女子生徒が全校生徒の65%を占め、グループをつくり学校生活を送っている。
- ・ Twitter、LINE、などのSNSを利用して、家庭においてもコミュニケーションをとっている。
- ・ 中学校時代にいじめの加害者、被害者となった生徒が少なからずいる。

2 課題

- ・ 些細なことが発端となり、特に女子生徒のグループ内、グループ間のトラブルが発生することがある。幸いに自分たちで解決しているようだが、注意を要する。
- ・ 県実施のネットパトロールから、生徒のTwitter上での「不適切な書き込み」等について報告が多数ある。また、LINE上では実態がつかめない状況にある。

このような現状と課題を踏まえつつ、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの問題に対応するための組織を設置するとともに、いじめの未然防止等のための対策を行う。

Ⅲ いじめへの対応

1 いじめの問題に取り組むための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために「いじめ防止対策委員会」を設置する。

○ 構成員

- ・ 校長、教頭、生徒指導部長、特活部長、保健厚生部長、進路指導部長、各学年主任、養護教諭

○ 役割

- ・ 本校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、検証
 - ・ 教職員の共通理解と意識啓発（校内研修等）
 - ・ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
 - ・ 発見されたいじめ事案への対応
 - ・ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の通報先・相談窓口
 - ・ 本校いじめ防止基本方針の見直し
- ※ 重大な事案については、教育委員会に報告し、連携して対応

2 未然防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえて、いじめの未然防止に取り組む。

○ 具体的な対応策

- ① 分かる授業、生徒指導の機能を生かした授業（自己決定の場を与える、自己存在感を与える、共感的な人間関係を育てる）に努める。
- ② 規範意識を高め、温かい人間関係づくりに努める。
- ③ 自己有用感を高め、学級での居場所づくりに努める。
- ④ いじめ防止の啓発に向け、標語やポスター掲示等、生徒が主体的に取り組む活動の推進に努める。
- ⑤ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。
- ⑥ ネットいじめ防止のため、ソーシャルネットワーキングサービスの適切な利用方法を含む情報モラル教育をあらゆる教育活動を通じて行うとともに、専門家による講習会も計画的に取り入れる。

3 早期発見

些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、いじめを見逃したり軽視したりすることなく、疑いも含めて積極的に認知する。

○ 具体的な対応策

- ① 朝のS T時、生徒の様子に目を配り、気になる生徒に対しては、声かけや面談を迅速かつ適切に行う。
- ② 休み時間や放課後に、担当を決めて巡回する。特に、いじめ被害の心配がある生徒の周囲には、十分配慮する。
- ③ クラスの生徒に、孤立ぎみの生徒や嫌な思いをしている生徒がいないかなど、人間関係の状況把握に努める。
- ④ 学級日誌、生徒との雑談や普段の授業等から情報を収集し、些細なことでも学年主任や生徒指導主事に伝え、教職員間で情報の共有に努める。また、迅速な報告・連絡・相談に努める。
- ⑤ アンケート調査（いじめ調査）を定期的に行い、アンケート実施後は、速やかに（当日中に）クラス毎に生徒の記載状況を担任等が確認し、いじめ等に関する記載があれば、至急、学年主任を通して生徒指導主事・管理職に報告する。また、調査に基づいた教育相談の充実を図る

4 早期対応

いじめやいじめの疑いを認知した場合には、直ちに担任、学年主任、生徒指導主事等で情報を共有するとともに、迅速にいじめを受けた生徒の安全確保を行う。さらに関係生徒に対する事情確認並びに適切な指導等、家庭や教育委員会、関係機関とも連携した組織的な対応で早期解消に取り組む。

○ 具体的な対応策

- ① 被害生徒に対しては、本人の痛み寄り添い、心のケアに努め、いじめから守る。加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした対応を行う。
- ② 聞き取り調査による詳細な事実確認と正確な状況把握（正確かつ迅速に）を行いいじめの原因や背景を把握する。
- ③ 指導方針の明確化を図り、教職員の緊密な情報交換や共通理解及びチームによる対応を行う。（指導経過を時系列でまとめて記録）
- ④ 教育委員会へ連絡する。（必要に応じ児童相談所、警察署等にも連絡する）
- ⑤ 被害生徒、加害生徒の保護者へ学校が把握した事実及び対応策等を知らせる。（全容把握に時間がかかる場合は、途中経過について適時報告）
- ⑥ ネットいじめについては、書き込んだ生徒に削除させることや、サイト管理者への削除要請を行うことでいじめの書き込み等の削除に努める。生徒の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、警察と連携して対応する。

5 再発防止

同じ生徒を対象としたいじめの再発や類似のいじめの発生を防止する。なお、いじめの加害者と被害者が入れ替わる、いじめの対象が変わるなどしていじめが継続することがあることに注意する。

○ 具体的な対応策

- ① 校長をはじめ全ての教職員がそれぞれの教育活動において、いじめの問題に関する積極的な指導を行う。
- ② お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを生徒を育成する指導等の充実に努める。
- ③ ホームルーム活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行う。
- ④ 生徒会活動等において、いじめの問題を取り上げる。
- ⑤ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ、必要な指導を行う。
- ⑥ 生徒の変化を定期的に確認・検証する。必要に応じて支援策を修正し、支援を継続して行う。

6 地域や家庭との連携

生徒の健やかな成長を促すため、PTAや地域とともに、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域、家庭と連携した取組を推進する。

○ 具体的な対応策

- ① PTAや学校評議員会等、地域の関係団体とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める。
（PTA総会、学年懇談会、学校評議員会等）
- ② 家庭訪問や学年・学級だより等を通じて、家庭との緊密な連携・協力を図る。
- ③ いじめが起きた場合には、家庭との連携を密にし、協力してその解消に当たる。
- ④ スマートフォンをはじめ、ネット接続可能な携帯型ゲーム機等を使ったネットいじめの事例を紹介するなど、ネットの危険性について理解を深め、情報機器の使用やネットの利用におけるマナーやルール作りについての啓発活動を行う。

IV 年間計画

いじめ防止に向けた取組						
月	対策委員会	調査	面接	校内研修会	生徒会活動	その他
4月	○					
5月			○(全員対象)	○		PTA総会
6月					○(防止週間)	
7月	○ ※1学期の評価	○ ※1学期の被害調査				学校評議員会
8月				○		
9月			○(全員対象)			
10月					○(防止週間)	
11月						
12月	○ ※2学期の評価	○ ※2学期の被害調査				
1月						
2月			○(全員対象)			学校評議員会
3月	○ ※学年末の評価	○ ※3学期の被害調査				
備考	・緊急時には 随時対処					

V いじめが起こったときの組織的な対応

